

稲沢市三世代すまいる支援補助 対象チェックリスト

すべて満たす場合が交付対象です。

定義

- 三世代 : 親が属する「親世帯」及び子と孫が属する「子世帯」のこと。
同居 : 子世帯が、親世帯の居住する敷地に居住すること。
または、子世帯が、親世帯の居住する敷地に接して居住すること。
住宅 : 一戸建ての住宅のこと。

対象者の要件

- 子世帯は、小学生以下の子供と居住している。
- 親世帯は、3年以上継続して市内の現住所に居住しており、今後も居住し続ける。
- 親世帯の居住する住宅は、親世帯が所有している。
- 子世帯及び親世帯に市区町村税の滞納がない。
- 子世帯及び親世帯に暴力団員はいない。
- この補助金の交付を受けていない。
- 同居後、自治会等の地域活動に参加する意思がある。

対象住宅の要件

- 子世帯の名義で所有権保存登記し、子世帯が同居する。
- 床面積の合計が40㎡以上である。
- 関係法令に基づき適正に新築する。
- 賃貸を目的としない。

交付の要件

- 住宅の新築工事に着手していない。
 - 子世帯が住宅を新築する工事着手前に認定申請し、工事完了後、所有権保存登記又は住民票異動の完了日から6カ月以内、若しくは事業認定を受けた日の属する年度の翌年度の末日のいずれか早い日までに、交付申請兼完了報告を行える。
- ※認定申請から交付申請兼完了報告までの手続きが2年度以上にわたる場合は対象となりません。